

規約・規定

Large Sax Ensemble -Apoio- 規約

第1条 名称 当団体は「Saxophone Ensemble -Apoio-」と称する。

第2条 所在地 当団体 事務所は事務局宅におくものとする。

第3条 目的 当団体は、地域活動として
サクソ及び 各種 音楽芸術文化の発展を願い
活動するものとする。

第4条 事業 当団体は、目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 各種音楽コンサートの参加
- 2) 定期的な合奏練習
- 3) その他目的達成のために必要な事業

第5条 役員 当団体に次の役員を置く。

- 1) 団長 (1名)
- 2) 事務局 (1名)
- 3) 会計 (1名)

第6条 会議 当団体に次の会議を置く。

(1) 通常総会

- ① 団則の制定及び改廃に関する事。
- ② 事業計画に関する事。
- ③ 予算及び決算に関する事。
- ④ その他

(2) 臨時総会

本楽団の運営…等 に関する内容。

第7条 会計年度 当団体の会計年度は、
毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第8条 懲戒 総会出席者の3分の2以上の同意により
全ての関係者を退団、除名させる事が出来る。

第9条 改正 総会出席者の3分の2以上の同意により
この規約の改正を行う事が出来る。

第10条 その他 この団則に無い事項は総会で定める。

※ 附則 この団則は 2015年8月22日より実施する。